

一般社団法人 日本接着歯学会
認定医制度施行細則

第1条 一般社団法人日本接着歯学会認定医制度規則（以下「規則」という）に定めた条項以外については、この細則に基づき運営する。

第2条 規則第4条の規定に基づく認定医の資格申請者の基本的条件としては、次の(1)に加えて(2)・(3)・(4)のうちいずれか1つを満たさなければならない。

(1) 一般社団法人日本接着歯学会（以下「本会」という）が主催する学術大会・臨床セミナー・シンポジウム・認定医研修会への出席（任意団体時のものを含む）

…申請日から遡り5年間で3回以上(必須)

(2) 学会（本会の認める学会を含む）発表，筆頭演者1回を含む…2回以上

(3) 学会誌（本会の認める学会誌・一般誌を含む）投稿，筆頭著者1編を含む…2編以上

(4) 接着歯学を活用した検査・診断及び治療症例のケースプレゼンテーション

長期症例（3年以上）…1症例

短期症例……………3症例

なお、症例については別に定める方法により審査（口頭試問）を行う。

第3条 規則第5条に規定する認定医とは、本会に永年顕著に貢献した会員で理事会の承認を得た者でなければならない。

第4条 規則第4条を満たし認定医の資格を申請する者は、次の(1)～(5)に加えて、(6)のみ、または(7)および(8)の号に定める書類に認定申請料を添えて学会に提出しなければならない。

(1) 認定医申請書（様式1）

(2) 履歴書（様式2）

(3) 歯科医師免許証の写し

(4) 本会会員歴証明書（様式3）

(5) 学会・臨床セミナー・シンポジウム等出席証明書（様式4）

(6) 学会発表及び学会誌投稿を証明する書類（様式5）

(7) ケースプレゼンテーションの長期症例記録（様式6）

(8) ケースプレゼンテーションの短期症例記録（様式7）

第5条 規則第8条，第12条，第16条に定める手数料は次の各号に定める。

(1) 認定手数料 1万円

(2) 登録料 3万円

(3) 更新手数料 1万円

第6条 前条に定める既納の認定手数料，登録料，更新手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第7条 認定医の資格の更新に当たっては、認定医失効期日から遡り5年間に(1)に加えて、(2)・(3)のうちいずれか1つを満たさなければならない。

(1) 本会が主催する学術大会・臨床セミナー・シンポジウム・認定医研修会への出席

…3回以上(必須)

(2) 学会発表（本会の認める学会を含む）…1回以上

(3) 学会誌投稿（本会の認める学会誌・一般誌を含む）・・・1編以上

第8条 認定医の資格を更新しようとする者は、認定医更新申請書（様式8）に更新手数料を添えて本会に提出しなければならない。認定医更新の申請は、認定医失効期日の1年前から6カ月前までに行わなければならない。

第9条 本会が認める学会、学会誌とは接着歯学に関するものであり、認定委員会の認めるものをいう。

第10条 更新時において満63歳以上で、必要な要件を満たしている場合は、認定医更新申請書（様式8）を提出し、終身認定医となることができる。ただし、満63歳以上でも認定医申請が初回の場合は、通常の資格申請手続きが必要である。

第11条 この細則の改訂については、認定委員会の発議により、規程検討委員会での協議のうえ、理事会の議を経て、社員総会の決議を得なければならない。

附 則

- 1 本細則は2016年12月4日から施行する。
- 2 本細則は2018年11月10日から一部改正施行する。
- 3 本細則第10条は2020年10月3日限りその効力を失う。
- 4 本細則における「認定委員会」は2020年10月4日から本会「専門医認定委員会」と読み替えるものとする。
- 5 本細則は2021年10月3日をもって廃止する。